

届いていますか？ 新1年生の入学通知書

今年4月に小学校へ入学する児童（平成20年4月2日から平成21年4月1日生まれ）の保護者あてに、1月下旬に入学通知書を送付しました。

届いていない場合は学校教育課へ連絡を。
▶詳しくは、学校教育課（☎66・1072）へ。



放課後児童クラブの利用申し込み

4月からの放課後児童クラブの利用申し込みを受け付けます。対象や利用の要件などは次のとおり。

【対象】

市内の小学校に就学している児童

【利用の要件】

放課後や土曜日・長期休業期間に共働きなどで昼間家庭に保護者がいない児童

【利用施設（ ）内は定員】

◆児童センターふたば（40人）

◆なかすじ保育園（40人）

◆新舞鶴・三笠・倉梯・倉梯第二・与保呂・志楽・朝来・中舞鶴・明倫・吉原・余内・池内・中筋・福井・高野・岡田小学校区の児童クラブ（各20～30人）

（新舞鶴小学校区は3クラブ、倉梯・志楽・明倫・余内・中筋小学校区は各2クラブを設置）

【利用時間】

放課後～18時30分（土曜日や長期休業期間などは8時～18時30分）

【利用料】

利用月	金額
2月、5月、6月、9月、10月、11月	5,000円
1月、12月	6,000円
3月、4月、7月	7,000円
8月	9,000円

※兄弟姉妹が同時に利用する場合、2人目から半額。
※おやつ代や保険料などが別途必要

【申し込み方法】

所定の用紙（各児童クラブ、子ども支援課、西支所保健福祉係に備え付け。市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、就労証明書などの必要書類を添えて2月13日（金）までに希望の児童クラブへ提出。同課、同係の窓口でも可。

【利用者の決定】

多数の場合は、児童の学年や保護者の勤務状況などを考慮し決定。

▶詳しくは、子ども支援課（☎66・1008）へ。

文化財の保全に補助金

文化財として価値が高いと認められる神社や寺院、地域に伝わる貴重な文化資料・伝統行事を保存・保全していくための補助を受けることができます。京都府と舞鶴市の補助制度があり、事前に相談が必要です。

【相談の期間】

平成27年度に実施予定のものは2月20日（金）まで

【対象】

◆江戸時代以前に建てられた神社・寺院などの建造物の修理

◆室町時代以前の仏像、明治時代以前の仏画・ふすま絵など美術工芸品の補修やその保存に必要な収蔵庫の整備

◆戦前から伝承されている民俗芸能、伝統行事で用いられる太鼓、屋台などの修理や衣装の購入 など

▶詳しくは、社会教育課（☎66・1073）へ。

自動販売機 設置事業者を募集

公共施設に設置する自動販売機設置事業者の一般競争入札を実施します。

【設置期間】 4月1日（水）～来年3月31日（木）

【設置場所】 自然文化園など5カ所

【種類】 清涼飲料水

【申し込み方法】 所定の用紙（管財契約課に備え付け。市ホームページからダウンロード可）に必要書類を添えて郵送か同課窓口へ。2月10日（火）必着。

【候補者の決定】 2月12日（木）に決定。落札候補者のみにファクスと郵送で通知。

▶詳しくは、管財契約課（☎66・1045）へ。

平成25年台風18号の被災者住宅再建を支援（再建経費の一部を補助）

【対象】 市内の住宅に居住し被害を受けた人で、市内で住宅を建替・購入・補修・賃借し、引き続き居住する人

【対象経費】 被災した住宅に代わる住宅の新築・購入・補修費用や賃借にかかる費用、被災した住宅の補修費用など

【補助金額】 対象経費の3分の1

【補助金の限度額】 下表のとおり

被災区分	再建等の方法		
	新築・購入	補修	賃借
大規模半壊	100万円	60万円	40万円
半壊	150万円	—	—
一部破損・床上浸水	50万円	—	—

【その他】 申請と工事完了報告は、同じ年度内に行う必要があります。平成26年度の報告は2月27日（金）まで。

▶詳しくは、建築住宅課（☎66・1050）へ。

障害のある人の福祉サービス 重複利用者などの負担を軽減

平成26年3月～27年2月に利用した障害福祉サービスの負担を軽減するため、利用者負担額が所得区分ごとに定めた上限額を超えた分を支給します。

【高額障害福祉サービス費】

◆内容 利用者負担額（月額、高額介護サービスなどにより償還された費用や食・光熱水費などは除く）の合計が国が定める上限額（37,200円）を超えた分

◆対象の世帯

◆障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）や児童福祉法に基づく障害児施設等を利用する人が複数いる

◆障害福祉サービスと補装具または障害福祉サービスと介護保険サービスを併せて利用している人がいる

※障害福祉サービスの負担額が0円の人は対象外

【重複利用者への支給】

◆内容 利用者負担額（月額）の合計が、府・市の定める上限額（下表）を超えた分

◆対象のサービス ◆在宅生活者の障害福祉サービス ◆自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

◆補装具

【申請方法】 印鑑と通帳（振込先の口座番号が確認できるもの）、領収書を持参し、3月13日（金）までに障害福祉課（☎66・1033、FAX 62・7957）か西支所保健福祉係（☎77・2253、FAX 77・1800）へ。

《重複利用者負担の上限月額》

所得階層区分		上限額（月額）
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯	収入が年間80万円（障害基礎年金2級相当）以下	7,500円
	障害基礎年金1級および特別障害者手当のみ	—
	上記以外	12,300円
市民税課税世帯	市民税所得割16万円未満	18,600円
	市民税所得割16万円以上	37,200円

介護用品の購入券を支給

【対象】 介護保険制度の要介護認定で要介護4から5に該当し、市民税非課税世帯の65歳以上の人を在宅で介護している家族

※対象者には2月上旬に申請書を送付

【支給額】 1枚1,000円の介護用品購入券を20,000円分ずつ年2回支給。基準日は8月1日と2月1日。

【申し込み方法】 2月9日（月）～20日（金）に高齢者支援課へ（昨年8月に支給を受けている人は不要）。

【その他】 平成25年4月以降、世帯構成や世帯員の市民税課税状況に変更があった場合は、同課へ連絡を。

▶詳しくは、高齢者支援課（☎66・1018）へ。

必ず投票しましょう 舞鶴市長選挙

投票日 2月8日（日）
投票時間 7時～20時

期日前投票

2月2日（月）～2月7日（土）
8時30分～20時
市役所、西支所、加佐分室

◆投票できる人

平成7年2月9日までに生まれた日本国民で、平成26年10月31日までに舞鶴市の住民基本台帳に登録され、投票日まで引き続き舞鶴市に住んでいる人。

◆不在者投票

2月2日（月）～2月7日（土）。指定された病院、施設などに入院（所）中の人や他の市区町村に仕事などの用事で滞在中の人は不在者投票ができます。ただし、手続きに日数を要する場合がありますので、できるだけ早めに投票用紙の請求などの手続きをしてください（告示日前でも可）。

※他の市区町村で不在者投票される際に、その市区町村が地方選挙などの選挙期間でない場合は、2月2日（月）～2月6日（金）8時30分～17時に投票してください。

▶市長選挙に関するお問い合わせは、市選挙管理委員会事務局（総務課内、☎66・1044）へ。

字の区域の変更

舞鶴市が実施した農業基盤整備促進事業（水間・中山地区）に伴い、字の区域を変更しました。

【告示日】 1月9日（金）

【告示場所】 市役所本庁、西支所、中央公民館、南公民館、加佐公民館

▶詳しくは、都市計画課（☎66・1048）へ。

償却資産の申告書の提出を

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）も課税の対象です。まだ申告していない事業者は至急、税務課へ申告してください。

▶詳しくは、税務課（☎66・1027）へ。